

刀剣書の成立

— 「諸国刀鍛冶系図写」を素材として —

藤田達生

はじめに

長年、教育学部日本史研究室が保管してきた古文書「諸国刀鍛冶系図写」(以下、適宜「系図写」と略記する)が、一九九七年度教育・研究学内特別経費の交付を受けて、補修されたことをご報告したい^①。

本史料は、中世における諸国の刀鍛冶職人(以下、刀工と記す)の由緒書を土台とした、日本刀鑑定のための手引書すなわち刀剣書である。その奥書には、慶長八年(一六〇三)八月十八日付で秘蔵の原本を筆写した旨が記されていることから、管見の限りでは、この種の史料で最古級のものだと判断される。

「系図写」の装丁は、元来は卷子装で全四六紙からなっていたが、残念なことに最初の一紙のみ欠損している。これらは、二紙を一組に全三組として、既に裏打ちが施されていたが、継ぎがはずれてバラバラの状態であった。料紙は楮紙で、法量は一紙縦二七・三センチ、横一九・三センチ、全長約九メートルというものである。

これまで本史料は、傷みがかかなり激しく、解読のために閲覧することさえためられる状態であった。補修を経て見違えるようになった現在、その翻刻をおこない広く公開するとともに、若干の分析を通じて、刀剣書成立の歴史的背景に関する検討を試みたい。

なお小稿の文責は、筆者が負うものであるが、史料翻刻については、

一九九四年二月以来活動を続けている、日本史専攻生を中心メンバーとする研究会「古文書を読む会」がおこなったものであることを、あらかじめお断りしておきたい^②。

一 「諸国刀鍛冶系図写」の解読

本章においては、史料翻刻を掲げるが、まずは凡例を示し、「系図写」の冒頭および奥書の部分写真を載せたい。

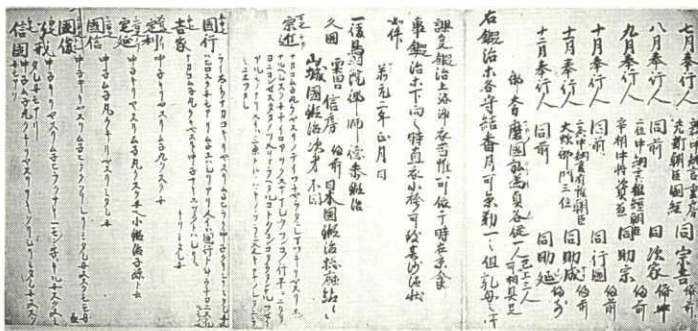
〔凡例〕

- 一、人名・年次・文字の誤脱などに関する編者の傍注は()を、文意の通じない個所には(ママ)を用いた。
- 一、合点の施されている場合は「」を、また原本に塗沫のある場合はその文字の左傍に々々を付した。
- 一、原本の摩滅、虫損などによって文字が判読し難い場合には、字数を推定して、□□で示し、字数が推定できない場合には□□で示した。
- 一、漢字は原則として常用の漢字を使用し、かなはすべて現行の字体に改めた。ただし、者(は)と子(ね)のみは残した。

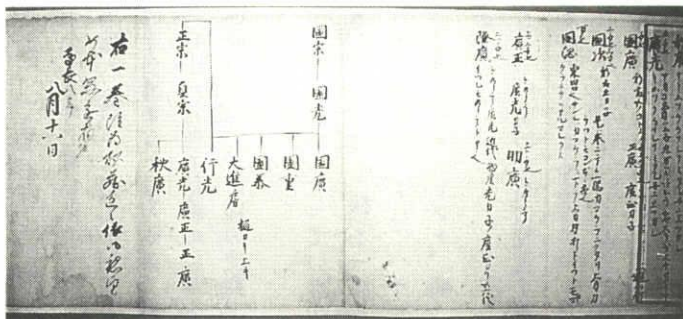
七月奉行人 新中納言重房
光新朝臣国綱
八月奉行人 同前
九月奉行人 二位中納言雅経朝臣
宰相中将資兼
十月奉行人 同前

(前一紙欠)

同 宗吉 備前
同 次家 備中
同 助宗 備前
同行国 備前



写真① 冒頭部分



写真② 奥書部分

十一月奉行人 二条中納言有雅朝臣 同 助成 備前
大炊御門三位 同 助延 備前
十二月奉行人 同前
御太刀磨国弘為貞谷従一人 已上三人、可相具足
右、鍛冶等各守結番月可參勤一之、但乳母之所

(紙継目)

課事、鍛冶上洛浄衣・若帷可依干時、在京食
事鍛冶等下向之時直衣・小袴可致其沙汰状
如件、

承元二年正月日

一、後鳥羽院御師徳參鍛冶
久国 栗田口 信房 備前 日本国鍛冶捨庁給云々、

山城国鍛冶、次第不同

万疋
宗近 (中心) ナカコム子丸ク、ヤスリノテイワチヤウタニシ、マツキリヤスリホシ
ナルヘシ、スリ刃チイロアラクスサマシク、フンコノ行平ニニタリ、
ヨニコンセス、タカノツメヲナラヘタルコトク、コンコタウタンナル
フセイアルモノナリ、メイハ三糸ト□ノハ、キノウラニ、メヌキアナ
ノシタニウツ、ニエフカシ、

五千疋

国行 ライ太□、ナカコキリヤスリ、ム子ヒラク、中子クリシリ、ミタレ刃
又ハヒロスク刃モアリ、ム子エハシリアリ、メイハ国行ト斗ウチ、ヨ

刀劍書の成立

千足

ニスクルモノ也、

吉家

ナカコム子丸ク、キヤスリ、中子サキホソク、トハシリニキリ、ミタレ刃、

五百足

定利

中子キリヤスリ、ム子丸ク、スク刃、

三百足

定延

中子キリヤスリ、ム子丸ク、スク刃也、小鍛治子孫ト云、

三百足

国信

中子ム子丸ク、キリヤスリ、ミタレ刃、

二千足

国俊

中子キリヤスリ、ム子ヒラク、クリシリ、ミタレ刃、又スクモモ刃有

千足

了戒

中子キリヤスリ、ム子ヒラク、サキ一モン字ニキル、刃スリ又ミタレ刃モアリ、

千足

信国

中子ム子丸ク、キリヤスリ、サキクリシリ、ミタレ刃、又スク刃モアリ、

千足

来国光

中子キリヤスリ、太刀ハム子スコシ丸ク、刀ハヒラシ、スク刃又ミタレモアリ、

千足

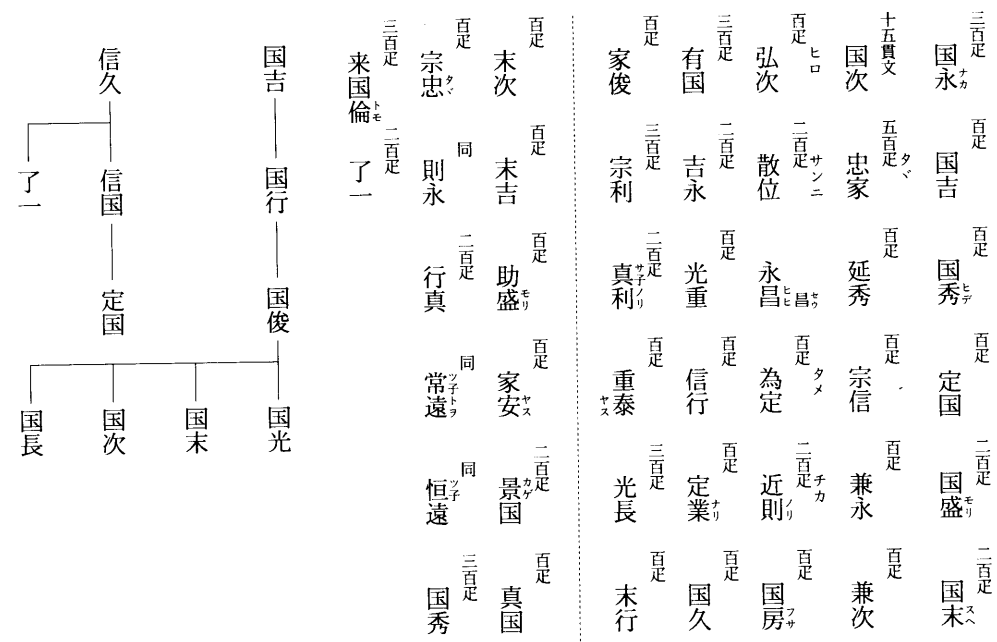
長谷部国重

中子キリヤスリ、ム子イカニモ丸ク、サキホソシ、一文字ニキル、ミタレ刃、ニエフカシ、

三百足

平安城光長

中子スコシスチカイヤスリ、ム子スコシ丸ク、ヒロスク刃又ミタレモアリ、



粟田口 鍛冶

三千疋

国友 中子キリヤスリ、ム子丸ク、サキホソク、クリシリ、スク刃、(地色)チイロアラシ、

三千疋

国安 中子ノヤスリスコシスチカイ、ム子丸シ、サキホソク、クリシリ、スク刃、

万疋

久国 中子スチカイヤスリ、ム子丸クサキホソシ、クリシリ、スク刃、ニエフカシ、チアラク、(月山製カ)ケンサンハタ、

二千疋

景国 中子キリヤスリ、ム子丸ク、サキホソシ、クリシリ、スク刃、

二千疋

則国 中子キリヤスリ、ム子丸ク、サキホソシ、クリシリスク刃、

万疋

国綱ツツ 中子キリヤスリ、ム子丸ク、サキホソシ、クリシリ、ミタレ刃、チイロアラク、ニエフカシ、ハバキモトニ、ニシノコトクナル刃アルヘシ、

万疋

国吉 中子キリヤスリ、太刀モ刀モム子ヒラシ、チイロアラク、スク刃、ケンサンハタアリ、

千疋

国光 中子ム子ヒラシ、キリヤスリ、サキホソシ、クリシリ、スク刃、

千疋

有国 中子キリヤスリ、ムネ丸ク、サキホソシ、クリシリ、スク刃又ミタレモアルヘシ、

千疋

吉光 中子、太刀モ刀モム子ヒラク、サキホソシ、クリシリ、スク刃又ミタレ刃モアリ、チイロアラク、ケンサンハタ、ニエフカシ、ウツクシク(神妙)シンミヤウナリ、

千疋

正光 中子、太刀モ刀モム子ヒラシ、スク刃、

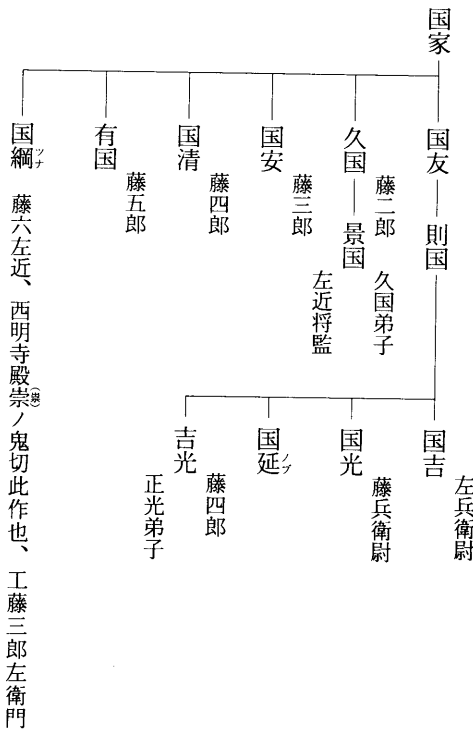
千疋又二千疋

国清 国頼サダ タ、シマシナルモノ也、
林次 林三 林次・林三モ一向世上ニナキモノニテ候、下ハ五百疋・三百疋ノアイタツカマツルヘク候、是ハ兄弟ニテ候、

国頼 鍛冶ニアラス、

(異書)

「これまで十五枚」



二云、

尉万鬼同作、相模国内ニ住ノ時、真国ト銘ヲ打事有ト

大和国ノ鍛冶、次不同

包永 平三郎、中子ノム子丸シ、ヤスリヒラトシノキト両方ヨリスチカイニ
中ヲタレテスル也、セキナントノヤウニスル也、サキホソク、クリヤ
シリ、ミタレ刃、ニエフカシ、チイロクウツクシク、スサマシキモノ
也、又ハスクニモアリ、シノキヒロシ、

則長 中子キリヤスリ、太刀ハム子丸ク、中子サキソトハ頭ニキリ、刃スク
又ハミタレモアリ、シリカケコレ也、

天国 国大和国大宝年中ノモノニテ候間、世上ニ御座ナク候モノニテ、タ、
シ又御座アルヘク候、

友光 此友光事外フルキモノニテ候へ共、サセルモニテハ御座ナク候、
行平 家光 重永 重業 重弘 則弘
行信 俊正 但次 信真 □ 力王 一王
□国分 金王 重利 包利 信平 助光

基行 包友 友行 是高 国行 日王
日光 月光 片瀬 近則 江平 勸寿
定宗 同 定利 同 国宗 同 助長 同 吉光 同 是宗

家宗 忠香 助弘 重栄 重村 国永

中光 国門 包吉 国光 僧定生 有正

行正 吉広 藤戸 安則 清新大夫 弘村
安村 包永 平三郎ノコロヨリ御座候へ共、貞吉 上ニクレ五貫、又
十五貫ニモメサルヘク候、
中子ヒロキヤスリ、又
ム子ヒラシ、

河内国

有成 中子ヨコヤスリ、ム子丸、スリ刃也、

秦兼平 コノ作河内国ニハタトイウトコロニアリ、又ヒンセンノ包平キタリ
ウツトイウ一セツアリ、コレニテハナシ、ヘチ人也、

有行 有氏 肖王 有国 為成
和泉国

有経

武蔵国

為吉

紀伊国

実次

讃岐国

百足

業宗 光宗

三河国

三百足

国盛

土佐国

三百足

吉光

播磨国

百足

安頼

行俊

国真

助時

包重

遠江国

百足

友行

友安

恒末

友吉

伊平

関東

備前国

三千足

助平

中子ケシ(北野)ヤウスリ、ム子丸クサキホソシ、ソトハ頭、ミタレ刃、ニエ
フカシ、又スク刃アルヘシ、チイロアラクシンシヤウ也、

同

助包

助平ノコトク、

五百足

守恒

名人御持候異名ノアル太刀作ニテ候共、正トク上ステ(二) ナキモノニテ
候間、ヤス(三)御座候、ヒセン太刀ノコトクイテキ申共、サセルキナク候

同

友成

中子ケシヤウスリ、ム子丸、タ、シ丸キウチヲ三面ニヨロス、サキホ
ソク、ソトハ頭、刃スク、チイロアラク、ケンサンハタアリ、

五百足

包平

中子ム子丸、サキスリ、サキホソク、ソトハ頭、キリミタレ刃、ニエ
フカシ、イカニモチイロシンシヤウニケンサンハタ也、

千足

高平

名人御持候太刀作ニテ候へ共、正トク上スニテナク候、刃ニヒロ、ス
ク刃ニ候へ共、ハヨ(四)ハク候て、モノキレ不申候、必マツクハハタトア
ハタニテ候、

五百足

高包

高平カイテキヤウ也、

千足

則宗

中子ム子丸、キリヤスリ、中キホソク、ソトハ頭、中スク刃、又ミタ
レモアリ、

五百足

安則

中子キリヤスリ、ム子丸、ミタレ刃、又スク刃モアリ、

千足

助宗

中子キリヤスリ、ム子丸、ミタレ刃、又スク刃モアリ、チイロアラク
シンシヤウ也、

五百足

成宗

助宗ノコトク、宗吉ノコトク、

三百足

吉家

助宗コトク、

刀劍書の成立

二千足

信房

中子ヤスリ、ム子丸、サキホソク、ソトハ頭、ミタレ刃、チイロアラク、ニエフカシ、イカホトモシンシヤウ也、

三百足

恒本

サセル申事ナシ、延房 信房ノコトク、

千足

信正

信房コトシ、則信房子也、

千足

助則

中子ム子丸、キリヤスリ、ソトハ頭サキホソシ、チイロアオシ、ミタレ刃、又ニエアリ也、

千足

吉平

中子キリヤスリ、ム子丸、ミタレ刃、ニエフカシ、

五百足

助茂

吉平カコトク、 助房 吉平カコトク、 助吉 吉平カコトク、

千足

則房

吉平カコトク、 久宗 ^(兼) 子ノヒンセン太刀マチハ、

三百足

重久

中子キリヤスリ、^(本)ム丸、ミタレ刃、チイロアラク、ニエフカシ、

二千足

光忠

中子スコシスチカイヤスリ、ム子丸、ミタレ刃、守家ニタリ、ニエフカクウツクシク、

長光

中子スコシム子丸、ヤスリスコシスチカイ、サキクリシリ、シリミタレ刃、ニエフカシ、又刃モアリ、

五百足

安忠

光忠ノコトク、

三百足

俊光

景光カコトク、 家光 景光カコトク、

三百足

則常

ヒセン太刀マテサセル申事ナシ、 助行 同前、

千足

助重

中子ム子丸、キリヤスリ、ニエフカシ、ミタレ刃、チイロアラク、

三百足

守家

中子少ム子丸、ヤスリ少、スチカイ、クリシリ、ミタレ刃、ニエフカシ、丁字アリ

五百足

真守

長光ニタリ、真長 中子少ム子丸、ヤスリ少、スチカイ、スク刃、ニエフカシ、

千足

国守

ヒセンマテ中子ノミ子少丸、ヤスリ少、スチカイ、国ノ字ホソクナカシ、

千足

雲生

中子ノム子ヒラク、ヤスリキリヤスリ、中子サキ一モン字、クリミタレ刃、又ヒロスク刃、ニエフカシ、

千足

雲次

雲生ノコトク、安貞 雲生ノコトク、

同

景秀

中子キリヤスリ、ム子少丸、ミタレ刃、ニエフカシ、又スク刃モアリ、

五百足

景安

景光カコトク、景光 中子ムネヤスリ、少スチカイ、スク刃、又ハミタレ刃アリ、

同

兼光 景光カコトク、光長 長光ナトノコトク、ミタレ刃、又スク刃、ニ

エフカシ、

三千疋

正恒 中子ノムネ丸、ヤスリ少スチカイ、クリシリ、ミタレ刃、ニエフカシ、

又スリ刃モアリ、

五百疋

助友 長光ナトノコトク、刃ミタレ、ニエフカシ、

同

助秀 同前、宗光 (近江) アフミニコノ作ノメイ少、上スニテ候、刃ス

ク・ミタレ、ニエフカシ、

五百疋

真 本ノマ同前、長宗 セサル申事ナク候、

二百疋

為宗 義光 景光ノコトクイテキ申、 光包 同前五百疋

千疋

家助 近代ノ家助ニアラス、二人アリ、コレハ守家カ時分ヨクイテキ申モノ

ニテ候、又応永ノ年中ノ家助ハヤスリ御座候、三百疋・四百疋ノ間也、

同

貞真 ヒロスクヤキハ、ミナカエリフカクイテキ申来トノ□コトク、ミタレ

刃モアリ、ニエフカシ、

五百疋

真利 ツ子ノヒセン太刀マテニ候、タイカイホソスク刃ニイテキ申候、又小

ミタレアリ、ニエフカク、

三百疋

信包 信房カ子、信房ヨリナライテキ申候、ニエフカク、チイロアヲソロシ

クイテキ申候、上スニテ候、

三百疋

成宗 ツ子ノコトク申事ナシ、吉用 四百疋 ツ子ノヒセン太刀ノコトク、ホソク

アツクアル也、刃ヒロスク、又ミタ

レモアリ、

五百疋

順慶 長光カホウ(法名)ミヤウト申候へ共、フテキナルモノニテ候、ヤスリ御イ

リ候、刃ヒロスクヲコエフカシ、

五百疋

応保 友成カクシ(屋敷)メイト申候へ共、フテキナルモノニ候、国真 三百疋

三百疋

義憲 同前ツ子ノコトク申事ナシ、介成 同前、

コノクタリフシン、本ノマ、候、

八百疋

基近 守家一(文字)モンシノコトクウツクシクイテ申候、シンミヤウ也、

三百疋

国真 申事ナシ、光守 光忠ナトノヤウニイテキ申候、

三百疋

基重 申事ナシ、経房 介弘 同前、

五百疋

近景 景光カコトシ、真恒 ツ子ノコトクヒセン太刀マテ□、

三百疋

光恒 申事ナシ、家忠 同前、

千疋

秀近 ミタレ刃、ヒロスク刃、ニエフカシ、一段上ス也、 宗家 三百疋 申事

刀劍書の成立

五百足

助延 (書) ハンノカチ(巻)ニテ候へ共、タカイヨクモナキ物ニテ候、

五百足

行高 申事ナシ、真忠 同 国安 申事ナシ、

三百足

重光 景光カコトシ、

同

倫光 兼光ノコトク候へ共、猶兼光ヨリホリ物上スニテ候、

同

宗長

千足

吉房 ミタレ刃、一文(字)シナントノコトクイテキ申候ハン、一ス(寸)ンコロイテキ

申候ハ、二千足、

千足又二千足

長義 ヤウニヨリ二千足、ツ子ノヒセンモノニカハリ、カマクラモノ、コト

クニミタレ、ヨノツ子コ、チヨク、ヨヒシクイテキ申モノニテ候、千

足ニカキラス、二千足モツカマツルヘク候、御方(巻)コ豊後殿二千足(巻)ニ

サレ候、長義ノ刀御座候、長サ二尺ハカリニテ、ミタレ刃ミ事ナルモ

ノニテ候了、正トク上スニテ候、

三千足又五千足

一 (文字)モシニ三イロ候、是ハツ子ノコトク一モンシ、ミタレ刃、チヤウシ(丁字)

モマシリ候、又吉岡イチモンシト申候、備前吉岡助光作ト打、ツ子ノ

一モンシノ在所ニ一モンシヲ打候テ、ソノ下ニカヤウニ打申候、ミタ

レ刃寸コロヨク候へハ、五千足モツカマツルヘク候、

五百足

国包 申事同 同前 定俊 則家

同

盛宗 則高 同前

千足

宗吉 (巻)ハンノカチ、シンシヤウニ上ス、ウシクイキキ申モノニテ候、モシ寸

コロヨクイテキ候ハ、五百足、

三百足

宗長 申事ナシ、家俊 同前 宗忠 寸コロイテキ申候、

五百足

助村 守家・長光ナトヨリ百年モ久モノニテ候、フルキヒセント申候、

五百足

助守 守家・長光ナトヨリ百年アマリモ久モノナリ、寸コロヨク御座候

三百足

国永 申事ナシ、守綱 守秀

八百足

助重 (巻)コノルイハフルキヒセント申候へキ、カナラスイテキ申モノニテ候、

三百足

吉利 弘利 弘行 国重 行恒 宗秀

同

信光 恒光 重永 守利 忠近 近包

同

守助 安永 村守 正真 常保 吉宗

同

友則 宗永 守末 助高 吉包 康高

同

同

同

同

同

同

同

同

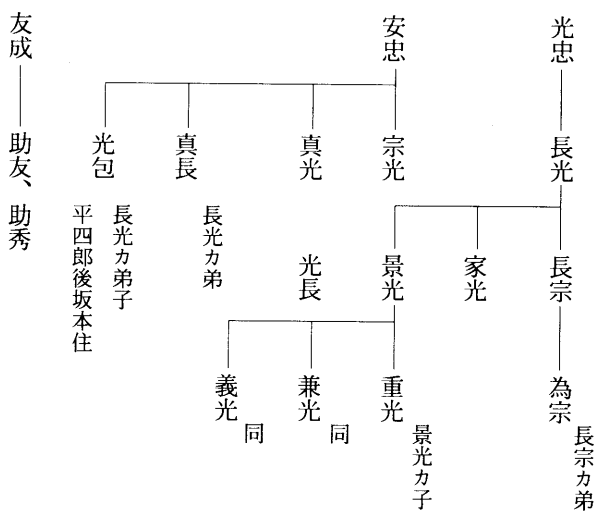
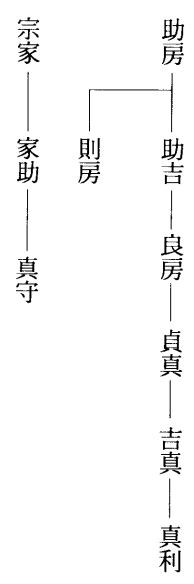
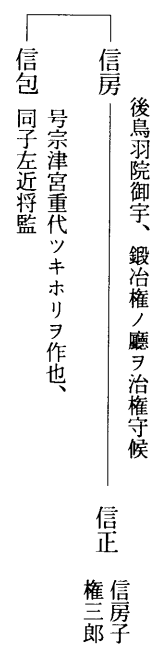
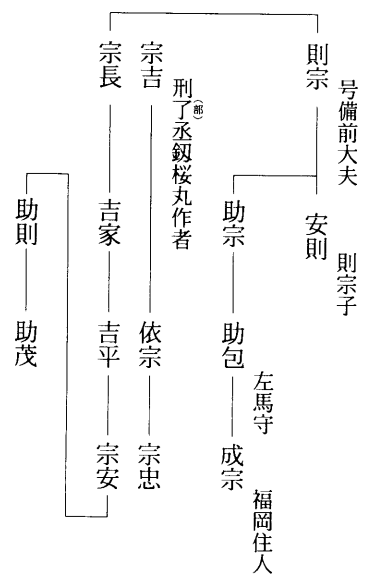
同

同

(裏書) 二〇口

三百足 貞利 同 二百足 国吉 二百足 成忠 同 三百足 成高 五百足 重助
 同 二百足 包助 二百足 末行 三百足 雲重 二百足 国定 四百足 安家 三百足 信家
 三百足 秀貞 同 助貞 同 貞経 四百足 具分 三百足 真行

近則 近真 則成 同 同 同
 備前国綱ト申ハ、(略)メイノウチトコロモ綱トイウ字モカハリ申候、粟田
 口ハ、キノキワ一寸斗シタニ、ハ、キヨモテノシノキニ、国綱トウツ
 申候、又ヒセンハ国綱トウツ申候、一段上スニテ候、五百足モツカマ
 ツリ候、ヨクイテキ申候、寸ヨク候、七千足ニモサルヘク候、カヤウ
 ノ中事共イロク、ユイシユ一人ノ相伝に候、



刀劍書の成立

一、スリ一モンシト申ハ、キクノコトクニツクルハサタマリ申サス、タ、シ粟田口・京物・筑紫物トントニハ申アラハセス候、大カイヒセ^(備前)ン物ナラテハ御座

ナク候、中子ノフセ^(備前)イモ大カイヒセ^(備前)ン中子マテニ候、ヨコヤスリナカコノセイモ又上ノテキヤウノサタマリハナク候、申事サウテンニテ、サリナカラナカコニナラテハ御座ナク、キクヨリモスリ一モンシハマレニ御座候、スリヤウハ太刀ノミ子マチヨリ一寸三分、又ハ一寸五分ニ、シノキノハウニ一モンシニスリ候、ヒラヘハイテ申サス候、ナカコムシヲロシト申物ニ、ナカコノハラスリヲト申也、タ、シ中子ノスリヤウ又一モンシノスリヤウモ、ヨクニセ物ツカマツリ候、タ、上ノイテキヤウニミトコロ御座候、キクモ此分候、又ナカコムシヲロシニツカマツリ候ハスモ御座候、タ、シキクハ万疋ツカマツリ候、スリ一モンシハ万疋ニ代サシ申事ハマレニ候、タ、シイテキヤウニヨリ可申、

一、大一モンシ・少一モンシト申事ハ不存候、ツ子ニ一モンシト申、ハ、キノ下ニユルノト一モンシヲ打申、又吉岡一モンシト申ハ、トキモ事外カハリ申物ニテ候、シセンサヤウノモノヲ、セ上ニ^(世)ミナ人ノ小一モンシトヲセラレ候ヤ不存候、ワレラハ一モンシト申ハ、ツ子ノ一モンシマテヲ申、又吉岡一モンシヲハ、吉岡マテニテ候、

一、了戒ノ中子サキハ、一モンシニスリ申カハウマエニテ候、タ、シ又丸クノチニスリナラスモアルヘク候、マツハウマエハ一モンシニテ候、

助真 助真ニ二人候、カマクラミタレ刃ニ候、ヒセンモミタレ刃ニ候、

長光ノコトクイテキ申候、上スニテヒセンハ、キノ下一寸斗下シノキニ助真トウツ申、カマクラハナカコノ中等人ヌキ、アナノシタ助真トウチ申、ヒセンヨリモカマクラハメイヲ大ニ打候、カヤウノ申事千方迷惑候ハン、カチシンミヤウニウツクシク候、

高安	同	千疋	助成	三百疋	二百疋
守友	同	二百疋	安秀	五百疋	三百疋
為利	同	二百疋	宗安	三百疋	二百疋
秀綱	同	二百疋	助永	二百疋	二百疋
安秀	同	二百疋	有真	二百疋	二百疋
基包	同	二百疋	宗行	三百疋	三百疋
国弘	同	二百疋	包守	三百疋	三百疋
守包	同	二百疋			
助依	同	二百疋			
家真	同	二百疋			
忠次	同	二百疋			
正国	同	二百疋			
守恒	同	二百疋			
国継	同	二百疋			
信安	同	二百疋			
包永	同	二百疋			
安信	同	二百疋			
真行	同	二百疋			
重行	同	二百疋			

重包	三百疋	二百疋	基真	二百疋	同
家包	三百疋	二百疋	定基	二百疋	同
重高	三百疋	二百疋	次信	二百疋	同
守重	三百疋	五百疋			
長則	三百疋	二百疋			
景政	三百疋	二百疋			
為具	二百疋	二百疋			
光弘	二百疋	同			
弘長	二百疋	同			
永守	二百疋	二百疋			
基光	二百疋	二百疋			
経遠	二百疋	同			
助永	二百疋	同			
貞守	三百疋	二百疋			
豊原万寿	三百疋	二百疋			
重真	三百疋	二百疋			
依真	三百疋	二百疋			
則包	三百疋	二百疋			
景助	三百疋	二百疋			
近恒	二百疋	二百疋			
成重	二百疋	二百疋			
真則	二百疋	二百疋			
真定	二百疋	二百疋			
真忠	二百疋	二百疋			
貞総	三百疋	同			
定則	三百疋	同			
次家	三百疋	同			
為繼	三百疋	同			
行国	三百疋	同			
助久	三百疋	同			
吉友	三百疋	五百疋			
吉景	三百疋	五百疋			
家安	三百疋	同			
行吉	三百疋	同			
有国	三百疋	同			
家吉	二百疋	同			
頼正	三百疋	同			
良国	二百疋	同			
家利	同	同			
宗弘	同	同			
有忠	同	同			

同
永末 有正 重永 重富 康貞 景則
二百足 同 二百足 二百足 二百足 二百足

同
重吉 貞光 守俊 則光 光家 高安
二百足 同 二百足 二百足 同 同

同
宗仲 次商 守景 信直 兼重 長直
同 同 三百足 同 五百足

三百足
景良 盛光 康光 法光
同 同 三百足

吉岡助光

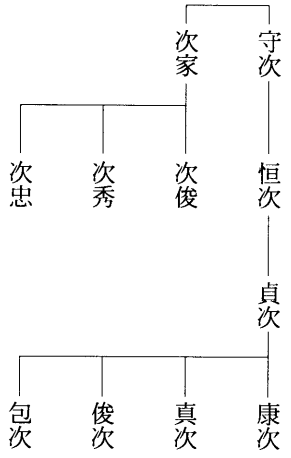
ツノコトク、一モンシヨリスコシヤスリチカイニスリ申也、モトヨ
リナカコスコシアタラシク候也、ヤキハアジ(悪)、コマヤカニ候、スコ
シヤシク候也、又ミタレ刃モ候也、又スク刃モ候、代ハ上ニテ候
ハ、二千足ニモメサルヘク候、

備中国

千足
貞次 アライ大ウナカコ、ヤスリ大スチカイ、サキイチモンシニキリ、スク
刃、又ミタレモアリ、

二百足 ヒセンニモ有 三百足 同 五百足
末次 吉房 俊次 正包 家次 カタ山ト
二百足 同 同 同 申者也
真里 未行 安次 末永 家久 恒永 三百足
二百足 未国 助次 未真 守重 業高 守忠 三百足
二百足 有次 為利 常依 真行 宗恒 国次 同

同
康恒 行忠 次頼
同 同



駿河二百貫

千足
正広 三原住 正家 正広子 正信 正広子

一、三原ムメイニ刃ホソク、キツサキ(切先)作ウツ申候ハ、一イロ候、是ハ千足、
キナシ(本数)・三原ト申ハコレモ在所ノ名ニテ候、又シヤウフナリニヒロスク刃ニ、
ウスクウチ申ヲコ三原ト申候、千足正広・正家モシヤウナリニモウチ申候、カ
ヤウノ事ハ一篇ニサタマリ不申、ヤスリミ子モキリニスル、ナカ子シヤウフナ
□ヲニク候、キツサキハマレ也、此クタリフシナリ(股方)、本ノマ、三ワラモ同前也、
キナシハムメイ、スコシアタラシク候、イツレモヤウタイハ同前候、ム□モス
コシアタラシク候、コ三原ムメイ候、是ハスコシフルク候、ヤウタイ同前、サ
ノミチカイ候、イツレモ○コロヨクイテキ候ハ、千足ツカマツリ候、

刀劍書の成立

筑前国

西蓮 文治ノ比スナカシ在、刃ホソクアルヘシ、筑前国談議所法師西蓮トウチ也、
左 ナカコヤウ、ム子丸、スチカイヤスリ、サキクリシリミタレ刃、ニエフカシ、チイロアラクホソクスサマシク候也、タ、シ安吉ト打タル左文字モアリ、

三百足

五百足

三百足

同

二百足

実阿

貞吉

定行

盛高

サツクワ本ノマ、

千足

三池田多

ヤウニヨリ
テ二千足

二百足

生王

豊前国

五百足

神息 刃ホソク行平カフセイ也、タ、シ行平ヨリハ刃スクカヘリ、

三百足

本ノマ、五百足 二百足

同

同

同

方士

実景

助近

為恒

定順

兼平

二百足

三百足

同

同

安則

清平

良国

一二王

清長

防州住
清忠

清総 周防国之者也、

肥後国

三百足

国村 エンシユノ国吉カ子国時・国村三人エンシユトイフ也、中子ヨコヤス

リ、ム子丸、クリシリ、ミタレ刃モ、タ、シスクヤキハモアリ、

三百足

国守

五百足

国吉

同

国時

三百足

国総

同

則末

肥前国ノ
カチナリ

三千足

定秀

ナカコホソクウスク、ソトワ頭、ム子三メンニスル、スナカシ在、刃ハホソシ、タ、シチハタチリタル刃モアルヘク候、豊国僧定秀トウツ、太刀ハ、キウラニウツ、刀ハラモテニウツ也、

万足

行平

ナカコホソク、ニサキウスク、ソトワ頭ニ、キリ刃ホソキモミタレモアリ、タ、シヒンセンモノミタレ刃ニテアラス、タンシヲモミテ、ヒキサキタルカコトク、又ハサクラノ花ノチリタルカコトシ、チイロアラクコマヤカニウツクシク、トコノニハタアルヘシ、ハキヲモチニヤキヲトシアルヘシ、

五百足

正恒

チコマヤカニ、刃ホソク、ニエフカシ、刃ノサカイシンシヤウナルヘシ、ナカコヨコヤスリ、サキクリシリ、

薩摩国

三百足

正国

スナカシアリ、刃ホソク、ヒカキヤスリ、

三百足

波平

友安

二百足

行安

同

同

同

同

同

同

安光

同

同

同

同

同

元真

光世

安俊

安満

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

丹波国

二百疋
アヤヘノ住
粟田口ナカレ也、
正次 二百疋
幸貞 同
正国 同
住人 佐千之

但馬国

千疋又千疋
国光 太刀マレナル物ニテハ長刀ニ多候、法城寺是也、

因幡国

二百疋
吉正 景長 因幡小カチト申物ニ候、
寸コロヨク候トモ五百疋、 兼長 百疋
上基

幸景

伯耆国

三千疋
安綱 ミタレ刃ニエフカシ、マツカハハタアリ、ナカコヨコヤスリ、ム子丸
ソト頭ニハキヲモテニ、ハ、キキハニアヲトシノキニ、安綱トハカリ
打申候也、

真守

万疋
ハキヲモテシノキニ伯耆大原真守トウツ也、刃ホソク、チイロコマヤ
カニウツクシク、ナカコヨコヤスリ、ム子丸ク、ナカ子サキホソク、
クリシリ、

三百疋

日乘

武保

為清

有行

有包

貞綱

二百疋

重利

光信

則耀

国宗

为吉

安守

同

則恒

家安

則国

有光

近範

天原

出雲国

二百疋

雲上

重則

盛則

吉則

永則

清則

二百疋

石見国

真綱

越前国

三百疋

千代鶴

金津権三

国安

守弘

加賀国

二百疋

藤島友重

近則

越中国

千疋

則重

義弘

守多国光

ウノツノ
古入道

三百疋

国弘

刀劍書の成立

五百足 国房 ヤウニヨリ 五百足 同 三百足 国宗 国友 友則
千足 千足 二百足 百足 百足 百足

友弘 貞宗 富次 家安

越後国

三百足 安信 山村ト申物也、

信濃国

百足 有常

近江国

二百足 高弘 甘露俊長
三百足

美濃国

千足 兼吉 ヒカキヤスリ、ム子丸、クリシリ、スク刃、ホウシノウチキフクカエ
リフカク、チアヲク、

三百足 同 同 兼長 是ハ兼吉親之阿ミ、
長基 寿命 外藤

式百足 兼氏 美濃国ニハ高ツカマツリ候、ヨク候ヘ共、クカイニテハサノミハ、タ
カクツカマツラス候、

下野国

二百足 有盛

出羽・奥州両国

二百足 宝寿 出羽物物ナカ子ム子ヒラク、サキクリシリ、スク刃、マツカハハタア
リ、

千足 幡房 諷誦 舞草雄安 鬼王丸 森房
二百足 千足 二百足 千足

五百足 行重 我里 世安 上一丸 友長 奥州閑峯
三百足 同 同 千足

百足 則常 秀安 師宗 月山 王有 雲頭
二百足 三百足 三百足 二百足 同

同 有正 近則 文寿 安光 光恒 光長
五百足 三百足 同 千足

二百足 有行 長久 友安
三百足 二百足

千足 国光 新藤五、ヨコヤスリ、ム子丸、ホソクスク刃、チイロアヲク、ケンサ
相模国

ンハタ也、ニエフカシ、

同

国重 ヨコヤスリ、ム子丸ホソク、クリシリ、ミタレ刃、

三千足

行光 ヨコヤスリ、ムネヒラク、サキホシ(ツ)、ミタレ刃又スク刃モアリ、ニエ

フカシ、

三千足

貞宗 ナカ子、太刀ム子丸、刀ハム子ヒラシ、ヤスリスコシスチカイ也、ミ

タレ刃、ナカ子サキホソク、ソトハ頭也、

万足

正宗 ナカ子、太刀ム子丸、刀ハム子ヒラシ、ヤスリ少スチカイ也、サキノ

トワカシラミタレ刃、ニエフカシ、チイロスサマシク、

三千足

秋広 ナカコ、太刀ハム子丸ク、刀ハム子ヒラク、ヤスリ少スチカイサキホ

ソク、クリシリ、ミタレ刃、ニエフカシ、

五千足

広光 ナカコ、太刀ハム子丸、刀ハムネヒラク、ヤスリ少スチカイサキホソ

ク、クリシリ、ミタレ刃、ニエフカシ、

千足

国広 新藤五ノコトク、正広 広正カ子 大進房

二千足・三千足

国次 新藤五カ子 是ハ来ニテ候、一端カマクラ(鎌倉)ニクタリ太刀・刀ウツトモ、

コン本京也、

万足

国綱 粟田口也、サンシニカマクラニ下テ、太刀・刀打トイフトモ、カマク

ラニテハアルマシク候、

上八千足

今九郎二郎

広正 広光カ子

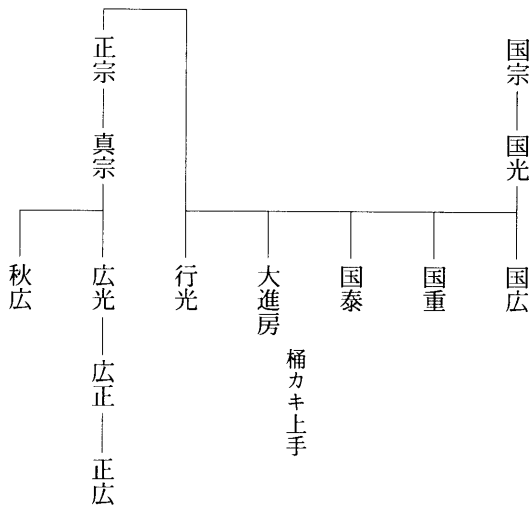
上八千足 今九郎二郎

助広

上八千足

隆広 今九郎二郎広光、近代物広光カ子ノ広正ヨリ五・六代、イツレモ九郎

二郎ト申也、



(異筆)

右一卷雖為秘藏、色々依御懇望、如本写進者也、

(一六〇三)

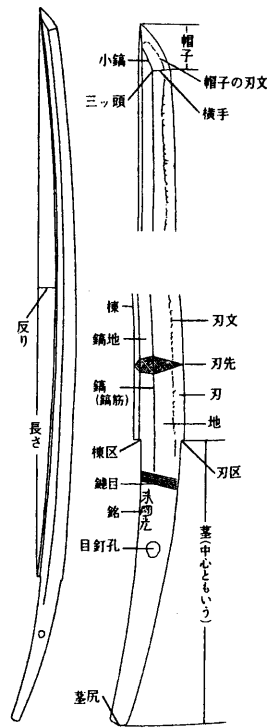
慶長八年

八月十八日

二 武器の二極分化

(一) 日本刀と戦争

まずは、史料解釈の便宜のために、日本刀（以下、刀と略記する）の部分名称を示す図①②③を掲げ、用語に関する簡略な解説をおこなう。



図① 刀身の名所

刀身は長さにより、一尺（約三〇センチ）以下を短刀、一尺から二尺までを脇差、二尺以上を刀と区別する。刀身のうち鑢より先を上、下を中心（中子・茎なども記す）とよぶ。

中心には、真偽鑑定の大条件となる銘が打たれている。刀工の名前を彫ったものを、刀工銘という。「系図写」では、冒頭の偽文書に続いて、国別に刀工名（正確には刀工銘）をあげ、その刀工の打った刀の特徴に関する解説が記載されている。

まずは、中心の形状である。これは、鑢で仕上げる。鑢目は、流派や刀工によってそれぞれ異なっていることから、鑑定の目安となる。ちなみに「系図写」中に頻出する「キリヤスリ」というのは、中心の長軸と

直角に、すなわち真横に削ったものをいう。「スチカイ」とは、右下がりに削ったもの、「ケシヤウスリ」は、筋違いのあいた部分に裝飾的に鑢目を入れ、三角形に仕上げたものである。

また中心尻（中心先）についても注記されている。もっとも多いのが、栗の尻のような形状の栗尻中心である。

続けて解説は、刀身の形状に移る。具体的には、棟（峰とも記す）の、そして刃文の種類が記されている。

棟は、形状が「と」なったものを真または三ッ棟、へとなったものを行または庵の棟、（となったものを草または丸棟、平面になったものを角または平棟とよぶ。

刃文は、大別すると直刃と乱れ刃とに区分される。前者は、刃文が直線状、後者は、刃文が曲線状のものである。たとえば「チャウシ」とは、丁字乱れ（丁字刃）のことで、刃文が小さく隆起し、鑢のほうの山が丁字の形にみえる物という。

地肌についても、「チ」あるいは「チイロ」として注記されている。折り返し鍛錬法が未発達な古刀には、鑢と刃文との間に文様がみられるものが多く、それを地色と表現したと思われる。

記載の最後に、しばしば「沸え」という表現がみえるが、これは刃文を上から近づけて見て、粒の見分けられるものをいう。また見分けられないのが、「匂い」である。以上の記載は、刀の真偽鑑定の手順通りに記したものとみてよい。

次に、「系図写」中にみられる代表的な刀工について、各時代ごとにふれたい。現在、もっとも確実な最古の刀工は、平安前期に活躍した伯耆国の安綱である。有名な京都粟田口の三条小鍛冶宗近は、それに半世紀ほど遅れる。このほか備前国や奥州あるいは九州などでも、同時期に

名工が登場するようになる。

日本刀が、本格的かつ大量に製作されるようになるのは、鎌倉期である。その原点は、鎌倉幕府との対決に備えた後鳥羽上皇（一一八〇～一二三九年）による、番鍛冶制度の創設とされる。

「系図写」も、刀剣を好んだ上皇が、承元二年（一二〇八）正月日付で諸国の名工に刀を打たすべく、毎月ごとに番を編成して合計二人の番鍛冶が、年間を通じて参洛することを命じたことを記した偽文書から始まっており（写真①参照）、それが諸国の刀工の由緒の基礎となっていたことがわかる。

これに関連して、「系図写」冒頭の一紙分にあたる前欠部分を、類似する関係史料である慶長十九年極月吉辰付「諸国鍛冶寄」と年月日欠「諸国鍛冶系図」から復元すると、以下のようなになる。

史料①

後鳥羽院御宇鍛冶番之次第

正月奉行人	大宮中納言俊當	二位 僧都尊長	同則宗	備前
二月奉行人	同前	同貞次	備中	
三月奉行人	太政大臣二位宰相 前中納言範康	同延房	備前	
四月奉行人	同前	同国安	粟田口	
五月奉行人	中納言康業 二位中将実康	同恒次	備中	
六月奉行人	同前	同国友	粟田口	

これらの番鍛冶の刀の特徴については、冒頭の偽文書に続いて国別に

刀工名をあげ、打った刀に関する解説が記載されているが、その該当箇所をみることが出来る。

これらのなかには、本史料の原本を作成した筆者の批判が記されており、興味深い。たとえば備前国の刀工である助延については、「ハンノカチニテ候共、タカイヨクモナキ物ニテ候」と、手厳しい評価である。

二人の番鍛冶は実在した人物であるが、奉行人として二人ずつ記されている公卿は、正月と二月の奉行人であった「二位僧都尊長」以外、確実な史料にはみあたらず、架空の人物であった可能性が高いことを指摘しておかねばならない。

番鍛冶のなかにみえる粟田口の国安と国友は、「粟田口 鍛冶」の最後に記されている系図（以下、国別に掲げられている各流派の系図については、粟田口派系図のように記す）によると、国家を父とする兄弟であったことがわかる。

そして番鍛冶のトップであり後鳥羽上皇の「師徳」すなわち師匠であったのが、粟田口の久国と備前国の信房である。粟田口派系図によると、久国は国安・国友と兄弟であったことが認められる。

なおその末弟国綱は、幕府が開設された鎌倉に下り、相州鍛冶の祖となったといわれる。そこで相模国の国綱の個所に注目すると、「粟田口之サンシニカマクラニ下テ、太刀・刀打トイフトモ、カマクラニテハアルマシク候」と、懐疑的に記されている。

また粟田口派系図の国綱の個所には、「藤六左近、西明寺殿崇ノ鬼切此作也、工藤三郎左衛門尉万鬼同作、相模国内ニ住ノ時、真国ト銘ヲ打事有ト云」と記す。国綱の打った刀は、『太平記』巻三二にも由来が載せられている名刀「鬼丸」である。

鎌倉中期になると、京都においては渡来人の末裔と称する来の一派が

台頭する。国行・国俊父子がその先駆けにあたり、孫の国光と摂津国に移住した国俊の婿国安が、鎌倉末期に活躍した。

大和国では、東大寺門前の手掻包永、当麻寺門前の当麻国行が有名で、鎌倉末期になると、保昌貞宗や尻懸則長ししかげが世に出る。これらと千手院のものをおわせて、大和五鍛冶と総称する。

備前国においては、福岡一文字派が出現する。吉房・助真・則房など有名で、彼らはいずれも「一」の銘しか切らなかつた。一文字派とは別に注目されるのが、長船派である。光忠を祖として子息長光、一門に景光・近景・真長・長元などがある。

相州鍛冶の祖といわれる国綱の子息とされるのが、新藤五国光である。しかし相州派系図には、国宗に続いて国光が位置づけられていることからも問題がある。国光・行光そして正宗が現れ、相州物（鎌倉物）を大成させた。

南北朝期以降、合戦のありかたは大きく変化するが、日本刀においてもその影響は顕著である。これについて近藤好和氏は、『太平記』の戦闘描写の分析から、『平家物語』にみられるような騎射戦にかわり、「馬上打物戦こそが、むしろ南北朝期の特徴である」と指摘されている。

これは卓見であって、当該期に特徴的な刀の長大化・増幅化、すなわち大振りな刀の登場は、おもに敵の騎馬武者の甲冑を打つための変化とみられるのである。

代表的な刀工として、山城国の信国、相模国の貞宗・広光・秋広、美濃国の兼氏、備前国の長船兼光・長義、そして相州物の影響を受けた筑前国の左衛門三郎にはじまる筑州左文字派などがある。なおこの時期、鎗の使用が一般化し、騎馬あるいは徒歩による接近戦が、より顕著となつたことも指摘しておかねばならない。

室町期になると、徒歩による打物戦が一般化し、太刀から打刀へと漸次日本刀の主役が交代していった。実戦重視の打刀には、二尺一、二寸のものが多く、一動作ですばやく抜けるように、反りも比較的大きくなる。そして脇差も多く製作されたことから、打刀大小二本差しが流行するようになったことがわかる。

たとえばイエズス会宣教師ルイス・フロイスが、大小二本差しを戦国期村落の成人男子の身分標識と記している^⑦。もちろんこれは、村落内のある階層に属する者以上であろうが、打刀大小二本差しは地域社会に深く浸透してゆくのであって、村の軍事力を直接支えていたと考えることができよう。応永備前といわれる盛光・康光が、その代表である。

大規模な殺戮戦が日常化する戦国・織豊期において、刀の需要は爆発的に増加した。この時代は、もつとも多くの刀工を輩出し、優秀な作品を遺したが、粗悪品も多かつたようである。

また既に南北朝期からみられたことではあるが、戦乱の拡大と地方武士の需要によって、刀工の一派が本格的に地方に進出するのも、この時期のことであった。さらに美濃国関を中心とする美濃鍛冶などのように、渡り職人として地域を巡回する集団まで現れた。

代表的な刀工として、勢州村正、鎌倉から北条氏の城下町小田原に移住した康晴・康国・康広などの相州鍛冶、兼吉・兼常・兼房・兼国・兼定・兼元などの美濃鍛冶、勝光・宗光・忠光・祐定・清光・春光・永光などの備前鍛冶があげられる。

以上、本史料に記されている、用語と刀工の簡略な解説をおこなった。ここで登場した日本刀は、刀剣史の区分からは慶長年間までのものをさす「古刀」という最古の類型に属するものであって、実戦に使用されながら、戦争の形態の変化に伴って発展したところに、最大の特徴がある。

(二)「古刀」相場の成立

「系図写」は、冒頭の番鍛冶偽文書に続いて、山城国以下三六カ国の刀工の総数五七一人もの名前が、国別に記載されている。ここで、刀工の国別分布を記した表①を示す。

出身国の内訳

は、備中国の二三人、山城国の七二人、大和国の六二人が突出しており、中世の名工がこの地域から輩出したことを反映している。なお山城国のみ、山城国五人と粟田口一六人の順で分けて記載されている。また備前国の刀工の主要な出身地は、長船であろう。

ここで比較のために、前述した「系図写」に類似する刀工の由緒書である「諸国鍛冶寄」と「諸国鍛冶系図」にみられる、刀工の国別分布をまとめ、史料順に表②③として掲げる。

両史料ともに傾向はほぼ同様であるが、刀工輩出国にはさらに備中・相模両国を加えねばなるまい。「系図写」とこれらの関係史料とが決定的に異なるのは、前者のみに刀工名の右肩に価格が記されている点である。

すなわち「系図写」には、その刀工銘の切られた刀の値段が貫・疋と

表①刀工の内訳 (配列は記載順)

国名	人数	国名	人数
山城	56	豊後	3
山城粟田口	16	薩摩	14
大和	62	丹波	4
河内	7	但馬	1
和泉	1	因幡	5
武蔵	1	伯耆	20
紀伊	1	石見	1
讃岐	2	越前	4
三河	1	加賀	2
土佐	1	越中	13
播磨	5	越後	1
遠江	6	信濃	1
備前	236	近江	2
備中	27	美濃	6
備後	4	下野	1
筑前	8	出羽・奥州	26
豊前	12	相模	15
肥後	6	合計	571

表②刀工の内訳 (配列は記載順)

国名	人数	国名	人数
大和	80	筑前	11
山城	33	大隅	2
山城粟田口	90	薩摩	15
河内	9	阿波	5
和泉	1	讃岐	8
紀伊	7	伊予	1
摂津	3	土佐	2
播磨	13	紀伊	3
美作	3	美濃	15
備前	347	三河	5
備中	104	遠江	10
備後	14	駿河	5
安芸	7	信濃	3
周防	2	相模	31
長門	3	武蔵	6
丹波	4	下野	1
但馬	3	出羽	3
因幡	10	奥州	26
伯耆	36	近江	3
出雲	6	越前	10
石見	13	若狭	2
豊後	30	加賀	6
豊前	2	能登	1
肥後	16	越中	18
肥前	2	越後	1
筑後	2	合計	1,033

表③刀工の内訳 (配列は記載順)

国名	人数	国名	人数
大和	35	周防	8
山城	29	伯耆	9
肥後	10	出雲	4
越後	4	石見	6
山城粟田口	20	越中	12
因幡	2	加賀	7
相模	28	薩摩	18
備前	82	豊後	9
備中	20	阿波	4
備後	8	合計	315

いう中世の銭貨単位で記され、有名な刀工の打った刀については特徴が詳細に注され、代表的な流派は師弟の関係を示す系図が国別に付されている。これこそが、冒頭で「系図写」について、中世における諸国の刀工の由緒書を土台とした刀剣書と紹介した所以である。

ここに記されている総数六〇〇人に近い刀工は、もちろん中世を通じて各国に居住したすべてではなく、そのなかの実力者のみであろう。なぜならば、彼らの打った刀のなかには、値段が万疋や数千疋と高額のものが少なくないからである。

結論から先に述べるならば、「系図写」には全国の優秀な武具が集まる京都の刀剣商または鑑定人（目利き）があつたかう、日本刀の由緒と特徴および購入レートが記されていると考える。したがって、売買するあるいは鑑定を依頼される範囲の刀に関する情報が、記載されていればよいのである。

これに関連して、「系図写」に合点があること、そして随分使い込まれたことを示す傷みや汚れが、随所にみられることが重要であろう。これからは、本史料が秘蔵されてきたのではなく、頻繁に使用されたことがうかがわれるのである。

しかも前述したように、山城国をはじめとする畿内近国地域で製作された刀に関する情報が最も多いことから、「系図写」は京都の刀剣商または鑑定人のもとで使用されたものと推定する。

なおここで確認しておきたいのは、右肩に記されている値段が、刀身部分のそれであり、鞘・柄・鐔などの拵こしらへも含むトータルのものではないと想定されることである。日本刀は分業で生産されており、同じ刀身でも、当然拵のありかた如何で値段が異なってくる。また価格は、もちろん刀剣商が購入する時のレートと理解せねばなるまい。

以上をふまえ、「系図写」の底本となった原本の成立年代について検討してみたい。原本を筆写した時期は、「系図写」の奥書に本文とは異筆ではあるが、慶長八年八月十八日と記されており（写真②参照）、本文中にはほぼ戦国期までの刀工名が記されていることから、おそらく織豊期の成立と判断される。

作者は、刀や刀工の情報に相当に詳しい者、やはり京都の刀剣商もしくは鑑定人とみるのが合理的であろう。したがって「系図写」で記されているのは、当時流通している有名刀の体系であって、そのほとんどが

贈答や鑑賞のための芸術品となっており、管見の限りでは現存する最古級の刀剣書と評価される。

なおここで言及したいのは、筆写を担当した人物による意見がみられることである。たとえば備前国の義憲については、「同前（常）ツ子ノコトク申事ナシ」と記した後には、「コノクタリフシ（件）ン、本ノママ候」と、疑義を呈している。

また備後物についての記載に関しても、「此クタリフシ（態）ナリ、本ノマ、三ワラモ同前也、キナシ（木製）ハムメイ、スコシアタラシク候、イツレモヤウタイ（楕体）ハ同前候、ム（木）□モスコシアタラシク候、コ三原ムメイ候、是ハスコシフルク候、ヤウタイ同前、サノミチカイ候、イツレモ〇コロヨクイテキ候ハ、千足ツカマツリ候」と、厳しく批判している。

もちろんこれらは、原本に記されていたとは考えられず、筆写担当者の見解と判断すべきである。したがってこの人物も、刀に対する造詣が相当に深かったとみななければならない。

また気にかかるのが、備前国の吉岡助光についての「ツノコトク、一モンシヨリスコシヤスリチカイニスリ申也」との記載である。この「ツ」が仮に凶であるならば、押形が原本には記されていたことになる。

慶長年間に入って、刀剣は作風や製作の諸条件に大きな変化がみられる。所謂「新刀」の登場である。秀吉の全国統一によって、領主階級はかつてないほど強力な地域支配体制を確立しつつあった。豊臣大名は、城下町に有力な商人・職人を招いて、営業特権を付与するなどして軍事力そして経済力の増強に努めた。

刀については、交通の発達により鉄資材が得やすくなったこと、南蛮貿易によって南蛮鉄が輸入されたことなどで、大量かつ安価な生産が全国規模で可能となったのである⁸。そして作風は、鎌倉・南北朝期への

回帰志向がみられる。これは、「古刀」への関心の高まりと関係するであらう。

ここで注目せねばならないのが、刀の二極分化の進行というべき現象である。一方は、使用を前提とした刀であり、他方は贈答・鑑賞用の芸術品としての刀であった。

前者は、身分標識としての意味合いが強く、当時生産されていた打刀が中心であったと推測される。武士は、日常的にその身分に応じた刀を差しており、それは合戦時においても同様であった。

これに対して後者は、その大半が名工によって打たれた「古刀」で、しかも太刀が中心であったと考えられる。中世を通じて贈答用の刀は、基本的に太刀であった。既に述べたように、室町期以降は刀の主役が太刀から打刀へと交替し、日常的に太刀を佩く階層は極端に限定されていた。

ここで「系図写」のような刀剣書が、織豊期に成立した意味が明瞭となる。刀剣が室町期には贈答用として盛んに用いられたため、室町幕府同朋衆本阿弥家が鑑定をおこなっていたが、それは多分に主観的要素が強かったと思われる。

やはり秀吉の天下統一によって、全国的規模での刀剣市場が成立してのち、本格的な刀剣相場が確定し、それに伴って偽物も増加するのに対応して、鑑定法も確立すると考えるべきである。

豊臣政権が創出した参勤制度は、地方大名が首都京都で刀剣をはじめとする武具を直接購入する機会を提供した。これは同時に、豊臣大名と秀吉や政権中枢の有力者との接触や、大名相互の交流の頻度を飛躍的に高め、贈答用の太刀、とりわけ名刀の需要が急速に増大していったのである⁹⁰。

したがって全国的規模の「古刀」鑑定のための刀剣書が当該期に成立し、しかも購入レートまでが確立したのは、当然といえることができる。

秀吉が好んで正宗をはじめとする名刀を収集したように、各大名は積極的にそれをおこなった。そして特に一部の「古刀」が珍重され、家を象徴する重家宝として秘蔵されていった。このような傾向は、甲冑などの武具においてもまったく同様である。統一国家の成立は、一部の優秀な武具を、戦場から引き離していったのである。

ここで注目したいのが、「系図写」の次の記載である。それは美濃国の兼氏について、「美濃国ニハ高ツカマツリ候、ヨク候へ共、クカイニテハサノミハタカクツカマツラス候」という箇所である。

既に美濃一國レベルで兼氏が打った刀の相場はできてはいたが、「クカイ」すなわち一般市場では、それが通用しないことを端的に表現している。

さらに興味深いのは、備前国の守恒や高平のように、当時名刀といわれるものであっても、「正トク上スニテナク候」あるいは「ハヨハク候^(別)て、モノキレ不申候」というように、既成の権威をあっさり否定していることである。これも、全国市場の成立がもたらした開明性ということができよう。

以上から、統一政権の誕生によって「古刀」相場が成立したとみなければならないが、それは同時に武家社会に刀剣をめぐる新たな段階が訪れたことを示すものにほかならないのである。

むすびにかえて—豊臣政権の刀劍政策—

秀吉の刀劍政策でもっとも重要なのが、天正十六年（一五八八）に発令された刀狩令であることはいうまでもない。近年、刀狩令の評価については、藤木久志氏の研究によって長足の進歩をみている。

すなわち藤木氏は、それまで一揆解体のためという側面が重視されてきたことに対して、身分法令としての側面に着目されたのである。刀狩令は、必ずしも百姓から武器を没収することに眼目が置かれたのではなく、百姓が実際に差してよい刀・脇差類を限定したことこそ重要であったと主張されたのであった^⑩。

卓見であるが、ここでは刀狩令をはじめとする占領地^⑪新所領の豊臣化のための諸政策が、秀吉と豊臣大名による名刀の独占と、刀に代表される武器所有の中央集権化とよぶべき体制を、急速に構築したことに着目したい。

管見の限りで刀狩令の初見は、天正十三年における秀吉の和泉・紀伊両国攻撃の終結直後に発布された、所謂「原刀狩令」であって、実際にそれが執行されたことが確認されている^⑫。これによって、雑賀衆をはじめとする両国の一揆勢力に対する武装解除のために刀狩がおこなわれ、村落の潜在的な軍事力が否定されていったのである。

この段階では、実際に使用された刀や脇差などが対象とされたことは確実であるが、土豪層が秘蔵する太刀をはじめとする家宝としての刀剣類までが、その対象となったのかどうかは疑問である。

戦国期の地域社会においては、在地領主層ばかりか土豪層までが、名刀を所持していたのである。これに関連して、長文ながら伊予国宇和郡の土豪土居清良の一代記『清良記』^⑬から、次の興味深い箇所を抜粋したい。

史料②

さる程に、大小名によらず国入り、入郡などの時は心あるべきことにこそあめれ、今たび戸田政信^⑭、さる十月中旬に郡内地蔵ヶ嶽に着城ありて、かの郷形のごとく仕置き、城代すえ置き、黒瀬、丸腰^⑮の両所の間へ移りまして、前方の侍をめて似合いの領分を下し民を撫育の政あらば、いささかの凶事もあるまじきものを、西園寺領をばもつての外にくみ恐れられて、戸田与左衛門・岩城少右衛門などとき若輩を、万貫に余る大郡、殊に乱れかわしき時しなるに、わずか三十騎にて打入り、おきて建てをして、手荒らなる若者をあそこ、ここへ差し遣しければ、その前の歴々の名ある侍とも言わず、おのれが奴婢・雑人のごとく思いあなどり、足すすげよ、たびき^⑯はん^⑰のひもをとけよなど言いしらい、よき人の嫁御ともいわずせず手を取り、そでを引ければ、その中にも堪忍するは格別、多くは悔しく思い、差し違え、あるいは逃げてあそこの山かけ、ここの谷の奥にぞ入りにける、

ころははや冬も半ば過ぎ行きけるに、年貢納め方きびしく、理罪を論ぜずはたりけれど、あるいは前の地頭へ半ば過ぎて納め、あるいは時過ぎて食いつくし、乱世のならい、かなたこなたと引きちらしければ、貢に備うべき物もなく、歴々の武士の果てなれども、逼迫されたの限りなし、

京方の年貢納める様を、当国の者どもは前代にも聞かず、まして見たることもなければ、物なれぬ古風の人どもにて、ひとしおきみを出し、我々きのうまではその名ある者ぞかし、きたないかなと言いて、あるいははよう運び出し納めければ、その分量倍二倍調えるあれば、また少しも出さずあり、前年の田畑の主どもをありのまま書き付け上げよとのことなれば、古には威勢あるところを知らしめんとて、残り

なく書き上ぐれば、その帳をもって年貢をはかりける、

その帳をもって年貢をはかりけるに、皆地頭よりすますことなりと心得て、たくわえの金銀に太刀を添えてまといけれど、いか程取りてはよし、いか程すましては皆納ということもなく、やる程は取あかず、古領知持たざるは売り地を買い、または主人の地を作る百姓の名は帳になければ、多くの田畑作りながら少しも年貢すまさずともはたる方なきもあり、今風の年貢になれさせれば、責めしいたげらるるのかなしさに、二倍三倍すませども、そのすます程の者をばいか程の者をばいか程も出さずと心得て、結句きびしくしいたげ、手前つくれば、妻子をとりて水にひたし、湯をかけ、あるいはなわをかけ、あるいは竹のす巻きなどにして水に沈めたり、

その先は歴々の侍どもも目の前にて縲紲の恥におよびければ、たくわえもある際は代かえ、これをもって補うというとも、売る者は多く、買う者はなくて、重代の太刀、これは何、かれはそれと、名代、名あるつるぎとても、いかばかりにもあたわず、今はすべき手当てもなく、いかばかり思えども仕方なくて、新地頭にこれを見すれば、長光・兼光・助光・信濃一文字・左文字・末行・国広などのすぐれたるも、祐定のごとし言いなし、一振りをも米五升に取りはたりして、一升・二升・三升の切り紙ならでは出さざれば、いか程そろえ出し、運び寄せても皆納という限りなし、

天正十五年の九州国分に連動して、伊予国においては天正十三年以来の第二次国分が執行された¹⁴⁾。国主であった小早川隆景が筑前国名島に転封し、豊臣直臣である戸田勝隆と福島政則が、半国ずつ折半して伊予国を支配することになったのである。

本史料には、戸田氏が南伊予に入部した直後におこなった苛政の様相が、きわめてリアルに描かれている。

この年、戸田氏は浅野長政の指揮のもと、伊予国で検地を実施した¹⁵⁾。本史料には、検地そのものについてはふれられていないが、年貢額決定に関わる興味深い記載がみられる。

すなわち戸田氏は、前年の田畠の所有者を調査するために、証拠書類の提出を求めた。これに対して土豪層は、以前に広大な所領を経営していたことを示すために、具体的には地主権を保障されんがために、関係史料を残すことなく提出した。これには、おそらく前年までの売券がもつとも多かつたであろう。

ところがこれをもとに年貢高が決定されたために、これまでをはるかに上回る年貢の納入を強制され、不足分を補うために蓄えていた金銀や家宝の太刀などを売却せざるをえなかったことがわかる。なお抜粋はしなかったが、この直後に南伊予では打撃を受けた土豪層をリーダーとする大一揆が勃発している。

ここで特に注目したいのは、傍線を施した「重代の太刀、これは何、かれはそれと、名代、名あるつるぎ^(割)とてもいかばかりにもあたわず、今はすべき手当てもなく、いかばかり思えども仕方なくて、新地頭にこれを見すれば、長光・兼光・助光・信濃一文字・左文字・末行・国広などのすぐれたるも祐定のごとし言いなし、一振りをも米五升に取りはたりして」との部分である。

土豪層の売却したのが「重代の太刀」であって、具体的には「系図写」にも記載されている「長光・兼光・助光(以上、備前物)・信濃一文字・左文字(筑前物)・末行(備前物)・国広(相州物)」という名刀であったことは看過すべきではない。

地方の土豪層が秘蔵した名刀は、このようにして豊臣政権の検地を通じてほとんど没収に近いかたちで、豊臣大名に吸収されたのであって、それが秀吉や政権中枢の有力者への、あるいは大名相互の交流のための贈答品となったことは、想像に難くない。

刀狩や検地を通じて集められた刀・脇差類のうち、名刀は秀吉と豊臣大名によって独占され、実戦で使用可能なものは、国内戦や朝鮮出兵のための武器として輸送され、その他が刀狩令第二条に記されているように、豊臣家の氏寺であり国家寺院でもある方広寺大仏殿建立のために「釘・かすかい」として鋳潰されたのであろう。

戦国期において各大名が保有していた武器の量は、おそらく地域社会のそれを上回っていなかったと推測する。この武器所有の下剋上ともいふべき状態は、刀狩と検地という豊臣政権の二大政策の執行によって確実に克服され、刀に代表される武器所有の中央集権化が実現したのであった。

刀剣書成立の歴史的背景は、かかる側面からも評価されねばなるまい。

註

- (1) (財)元興寺文化財研究保存科学センターにおいて、保存処理をおこなった。本史料については、一九九八年六月二十四日のNHKニュースおよび同年七月十日発行『学園だより』一四六号(三重大学学生委員会・三重大学学務部学務課)で、筆者が紹介・解説した。
- (2) 毎月第二土曜日、午前一〇時三〇分から、教育学部歴史演習室で活動をおこなっている。以下、「系図写」の翻刻作業に関係した皆さんのお名前を、期別・五十音順で、敬称は省略して記す。

萩原淳也(四六期、現名古屋大学大学院文学研究科院生)、上田恵理、竹中証一、松上晴美、山本昌孝、弓場伸泰(以上、四七期)、岡村孝二、川瀬千恵、佐田夏喜、辻村淳一、平野葵、町田実樹(以上、四八期)、太田光俊、中森雅幸、長谷川葉子(以上、四九期)、林希代美、渡辺卓也(以上五〇期)、木下武一、久志本英男、白樫修造(以上、三重大学歴史研究会会員)。パソコン入力については、太田・中森両氏にお世話になった。また網野善彦・三鬼清一郎の両氏には、「系図写」をご覧いただき、貴重なご助言を賜った。

(3) 鈴木敬三編『有職故実大辞典』(吉川弘文館、一九九五年)五〇七頁より転載した。

(4) 番鍛冶制度については、たとえば仲村研「中世の大工・刀工・鋳物師と技術」(三浦圭一編『技術の社会史5 古代・中世の技術と社会』、有斐閣、一九八二年、のち同氏『中世地域史の研究』、高科書店、一九八八年、所収)、網野善彦「中世の鉄器生産と流通」(講座・日本技術の社会史5 採鉱と冶金)、日本評論社、一九八三年)など参照。なお地方の刀鍛冶については、飯沼賢司「鍛冶の翁」と『炭焼小五郎伝説の実像―中世の豊前・豊後の金属生産の問題―』(網野善彦・石井進編『中世の風景を読む7 東シナ海を囲む中世世界』(新人物往来社、一九九五年)など参照。

(5) 前者は『統群書類従』巻九二八に、後者が『統群書類従』巻九二九に収録されている。

(6) 近藤好和『弓矢と刀剣―中世合戦の実像―』(吉川弘文館、一九九七年)一九六頁、参照。

(7) 松田毅一・Eヨリッセン『フロイスの日本覚書』(中公新書、一九八三年)八七頁、参照。

(8) 葉山禎作「タタラ製鉄業の発展」(『日本の近世4 生産の技術』、中央公論社、一九九二年、参照)。

(9) 豊臣政権下の参勤交代制度の成立と大名相互の交流については、拙稿「近

世成立期の首都京都―仁木宏氏『空間・公・共同体―中世都市から近世都市へ―』に接して―」（『歴史科学』一五四、一九九八年）を参照されたい。

(10) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、一九八五年）、第三章「百姓の平和」刀狩令」。

(11) 播磨良紀「太田城水攻めと原刀狩令」（『封建社会と近代』、津田秀夫先生古希記念会、一九八九年）、拙稿「近世初頭の開発と村落―和泉国日根郡を中心に―」（『日本史研究』三三九、一九九五年）。

(12) 松浦郁郎校訂『清良記』（佐川印刷株式会社、一九七五年）四〇九・四一〇頁。

(13) 天正十三年の四国国分については、拙稿「豊臣期国分に関する一考察―四国国分を中心に―」（『日本史研究』三四二、一九九一年）・「小早川隆景の伊予支配」（『社会科』学研究』二五、一九九三年）・「豊臣政権と国分」（『歴史学研究』六四八、一九九三年）を参照されたい。

(14) 天正十五年に伊予国で実施された太閤検地については、『愛媛県史 近世上』参照。

(15) 葉山前掲「タタラ製鉄業の発展」参照。